

通告5番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

冒頭第一声としまして申し上げさせていただきたいことがあります。

現在も長期間にわたって新型コロナウイルス感染症医療対策に携わる全ての皆さんに、心から感謝と敬意と表せていただきたいと思います。

また、先週末に発生した赤垣内地区内の送水管と排水管、溝川地区の送水管の漏水により、広範囲にわたり水道水に濁りが発生したことで、市民の皆様方に、9日金曜から12日日曜までの間、多大なるご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますとともに、また今後、市からの取りまとめた詳細について吟味し、調査の在り方、発生時の市の対応、防止対策、改善に積極的に努めていただきたいと思います。

それでは、議長の許可を得ましたので、職員の飲酒運転問題について、そして市道の維持管理について、この2つの点で一問一答方式にて、通告に従い、一般質問を行います。

この2点は、市民の皆様からどうなっているの、何とかしてくださいといった疑問、要望で掲げさせていただいたことでもあります。市長が、7月に報告した令和4年度市政懇談会開催での挨拶文に、「市民皆様と『対話と協調』のもと、バランスのとれたまちの実現を目指して」とあり、市政懇談会開催の主旨・目的は、市政運営の基本的方針のひとつ、対話と協調の一環として、住民参加のまちづくりを進めることにあります。また、地域が抱える諸問題、行政に対する意見・要望をお寄せいただきたいと思います。

なぜ一般質問で問うのかと申しますと、この二、三年、コロナ禍で市民の皆様と対話することも難しい市政懇談会の在り方で、市民の声は届いているのかという意見を耳にすることが多く、不安と発信力に対して疑問を問いかけられたからであります。このことから、この2つの点で、疑問、要望を市民の皆様にも明確に説明責任を果たしていただき、意見・要望についてご答弁いただきたいと思います。

まず初めに、職員の飲酒運転問題について、2点お伺いします。

令和4年9月議会冒頭、市長から「令和4年7月13日午前7時18分頃、県道小豆島岩出線の西野付近において、前日の飲酒による酒気帯び運転及び交通事故で、当市の職員が現行犯逮捕されました。酒気帯び運転については不起訴処分、交通事故については、運転をしていた相手の方にけがをさせたとして略式起訴となりました。

被害者の方、市民の皆様、議員の皆様にも心からおわび申し上げます。このような

事故を起こしたことに對し、私をはじめ全職員が厳肅に受け止め、二度とこのようなことが起こらないよう綱紀の肅正に努め、職員一丸となって、皆様からの信頼回復を全力で取り組んでまいります。」と報告がありました。

飲酒運転問題は、社会問題として、飲酒運転の禁止、法令遵守を守らなければ、飲酒事故による加害者になり、また関係のない方が被害者にもなるといった、誰にとっても悲しい事故になってしまう行為であり、今日、様々な注意喚起を促し、飲酒運転の根絶に向けた取組を行っていますが、なくならない問題であります。

今日、職員が起こした問題として、公務員だという観点から、平成18年8月に福岡で幼児3人が死亡する重大事故が発生するなど、大きな社会問題を思い返されます。その後、各方面の取組や平成19年の飲酒運転厳罰化、平成21年の行政処分強化、平成26年の自動車運転死傷処罰法などにより、飲酒運転による交通事故は年々減少しているものの、依然として飲酒運転による悲惨な交通事故は後を絶ちません。

また、今日でも自治体の職員が飲酒問題で、議会による追及があるのも事実であります。飲酒運転の根絶を訴え、模範となるべき立場の職員が、市民全体の奉仕者であることを自覚し、交通法規を守り、公務員倫理を意識し、行動していただきたいと思っておりますし、しなければならぬと考えます。

そこで質問ですが、1点目としまして、今回の件で、本市の見解と今日までの対策をお答えください。

2点目としまして、本市が今回の問題を教訓に、今後の課題と対策をお答えください。

この2点についてお答えください。

○福山議長 尾和議員、一言申します。質問の届出以外の発言は、今後控えてくださいますように。議題に直接必要のあるもの、または直ちに処理する必要があるものでなければならぬとなっておりますので。

それでは、ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の職員の飲酒運転問題のご質問に答弁をいたします。

今回、全体の奉仕者として法を守り、市民の模範となるべき職員が不祥事を起こしたことに對して、市政運営の責任者としての責任を強く感じております。

改めて、被害者の方、市民の皆さん、議員の皆さん方におわびを申し上げます。

組織として、職員が不祥事を起こさせない環境及び体制づくりを構築することが課題であると考え、管理監督の立場にある職員を中心に、不祥事を起こさない環境

づくり、体制づくりに努めてまいります。

なお、詳細については担当部長のほうから答弁させます。

○福山議長 総務部長。

○木村総務部長 尾和議員の職員の飲酒運転問題についての1点目、2点目のご質問に一括してお答えいたします。

今回、酒気帯びの状態です人身事故を起こしたことについて、改めて被害者の方、市民の皆様、議員の皆様におわび申し上げます。

市としましては、公務員としての信用を著しく失墜させるものであることから、岩出市職員の懲戒処分等に関する基準に基づき、職員を停職6か月の懲戒処分としております。

これまでも事あるごとに、職員に対し綱紀肅正の文書を発出するとともに、毎年、不祥事防止チェックシート、またコンプライアンス研修を実施してはりましたが、今回の事故を受け、改めて不祥事防止対策及び飲酒運転防止の研修を実施したいと考えております。

また、公用車に乗る際は、9月1日からアルコールチェッカーを導入し、アルコール成分が残っていないかの確認を行い、飲酒運転防止の徹底を図っております。

今後の課題としましては、今回の事故を他人ごとではなく、自分にも起こり得ることであるという意識を持つことが重要であると考えており、引き続き公務員倫理を高めていくことが、不祥事の再発防止につながっていくので、これまで以上に、管理職が中心となり、職員一丸となって市民の信頼回復に取り組んでまいります。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは再質問を行わさせていただきたいと思っております。

答弁の中で、市長が、組織として職員が不祥事を起こさない環境及び体制づくりを構築することが課題であると考え、管理監督の立場にある職員を中心に、不祥事を起こさない環境づくり、体制づくりを構築してまいりますと答弁されましたが、他の自治体も同様に、対策を講じています。この構築を実行できれば、このようなことが二度と起こらないとお考えなのでしょうか。

それでは、今回の状況報告から再質問させていただきます。

まず最初に、私が思ったことは、本市の飲酒後の時間による規約はどうなっているのかという疑問でした。私自身、この事故報告を認識した際、前日の飲酒による酒気帯び運転ということで、何時まで飲んでいたのであるかと思ったからであります。

飲酒後 6 時間ぐらいを置かなければお酒が抜けないような曖昧な情報がある中で、何が正確な情報かと認識するため、ネット情報、岩出警察署、岩出市内の医師に聞き取り調査をし、話を聞かせていただきました。これはより具体的な対策を模索するための行動であります。

最初に、ネット情報を収集しましたが、あまりにも情報量が多く、何が正解で、何が間違いなのか分からず、岩出署に直接伺いに行かせていただき、お忙しい中、丁寧な対応をしていただき、話を聞かせていただきました。

その中で結論から言うと、何時間空ければ大丈夫という概念はなく、時間による規制はないというよりも、できないというのが正しいとのこと。医師も同様な話をさせていただきました。人には体重、体内分泌の違い、長年の蓄積、肝臓が悪いほうなど、個人差が違い過ぎるとのこと。これまで国は飲酒運転を絶対にしない、させないというスローガンで、強い意思を持ち出し、飲酒運転を根絶しようという厳しい行政処分と罰則の強化に努めて、飲酒運転を抑制し、最終的には自己判断に促してきたように思われます。

しかし、警察官からお伺いしたんですが、国も、去年の 6 月、千葉県八街市において飲酒運転のトラックによる交通事故が発生したことで、業務仕様の自家用自動車における飲酒運転防止対策を強化することを目的とし、自治体にもアルコール検知器、アルコールチェッカーの導入が始まるという話も伺いました。

私自身何が言いたいかと申しますと、今回のケースだけでお話しすると、前日の飲酒が個人差によって、朝の通勤時に検問、職務質問、事故で検知される場合があるということです。アルコール検知器がなく自己管理で判断したとき、自分は大丈夫と判断しても、同じケースが起こり得るということです。

多くの方は、自己管理、自己判断で、車、バイクで通勤しています。前日のアルコール成分が残っているという判断をした場合、大抵の方は身内に送っていただくか、公共手段を使い通勤すると思います。それでも通勤手段がない場合、職員同士で通勤できる体制を構築するのも 1 つの考えだと思います。全ての職員の通勤ルールを作成し、同乗できるルートを確保しておけば、より具体的な対策の 1 つになるのではないかと考えます。

また、通勤の車内の中で日頃の情報共有ができ、本市にとって風通しのよい環境になるのも事実であります。

そこで質問です。今後、二度とこのような事故を起こさないために、より具体的な対策を検討する考えはあるのか、お答えください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、提案いただいたのが、職員同士の乗り合わせということで、そういうものをつくっておいたら、また通勤途中で情報共有もできるのではないかと考えてございます。まず、この件について、職員間のつながりやコミュニケーションについては非常に大切であると認識しており、風通しのよい職場づくりを目指し、より職員間でコミュニケーションが取れる環境づくりを進めてまいりたいと考えてございます。

ただ、今現在、コロナ禍であることから、職員同士の乗り合わせ、こういうのはできるだけ避けるようにということでしてございます。また今後ですけれども、まずは意識づけ、飲酒をしない、まず自分の体調管理、それから飲酒、これは深酒をしない、朝に残るような飲み方をしない、この意識づけが非常に大切だと考えております。ですから、自己判断ということですが、甘い自己判断はしないように、常日頃、体調管理と酒の飲み過ぎ、これはしないようにという意識づけをしていきたいと考えてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、次に市道の維持管理について、3点お伺いいたします。

先日、根来寺に散歩されている市民の方から、市道に雑草と葛が繁殖して歩道が歩けないので何とかしてくださいという要望がありました。また、岩出市の顔である根来寺に向かう道路脇にも葛が多く、みっともないなど、市の管理とパトロール体制などについて意見をいただきました。

市民の方々が快適に日常生活を送る中で重要な役割を担っている市道は、市民生活に直結するとともに、防災の役割も担っております。市道の維持管理には、道路法等に基づき、設置する道路照明灯、街路樹、カーブミラー、道路標識の白線の路面表示などあり、道路交通法等に基づいた信号機、規制標識、横断歩道や黄色の路面表示などあります。

そのほかにも占用物といいまして、上下水道管、ガス管、電柱、電線や防犯灯な

どがあります。これらの多岐にわたることを維持管理する体制は、今の現状で十分かは疑問に思うところではありますが、その他にも点検、補修や側溝の掃除など、市民生活に影響を与えないように、維持管理を徹底していただきたいと思っております。

それでは、質問をさせていただきます。

1点目として、市道に関する現状の維持管理体制は。

2点目は、凹凸の補修と葛対策について、お答えください。

3つ目は、2022年9月1日の毎日新聞から、和歌山県の電気過払い問題についてお伺いします。

内容としまして、県は31日、道路照明灯や電気料金約1,600万円を関西電力に過払いしていた可能性があるとして発表し、国や市町に道路を移管したにもかかわらず、契約変更手続をせず、支払い続けたとあります。このことから、3点目として、本市の歩道照明灯及び防犯灯の総基数と電気料金をまずお答えください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の2番目、市道の維持管理についての1点目、現状の維持管理体制は、についてお答えいたします。

市では事業部と上下水道局が連携し、市内を8エリアに分割して、毎月第2週及び第4週において、2人1組で、路面の状態等の目視、降車による確認点検を行っており、点検の際、異常を発見した場合は、簡易舗装材による緊急措置やカラーコーン等の設置による安全対策を行い、その後、速やかに専門業者による補修を実施しています。

次に2点目、凹凸の補修と葛対策は、についてお答えいたします。

道路の凹凸は、発見時に職員が簡易舗装材による修繕をその場で行い、経過観察の後、損傷が進行しているようであれば、舗装業者による打ち換え等を実施しています。また、並行して、舗装長寿命化事業として、幹線道路等主要な道路の路面性状調査を行い、計画的に舗装の修繕を行っているところです。

次に、市道の草刈りにつきましては、毎年6月、9月の年2回を基本に実施しています。その上で道路パトロールや要望により通行の安全性や視認性が著しく阻害されるなど、道路管理上、問題がある場合は、随時対応しています。

次に3点目、道路照明灯及び防犯灯の総基数は、電気料金は、についてお答えいたします。

土木課で管理しています道路照明灯の総基数は、令和4年3月末現在で531基であり、うちLED灯は185基です。また、令和3年度の電気料金は561万1,986円となります。

○福山議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員の2番目の3点目の防犯灯の総基数は、電気料金は、についてお答えいたします。

本市が管理する防犯灯の総基数は、令和4年3月末現在で889基であり、うちLED防犯灯は335基、令和3年度の電気料金は257万1,342円となっております。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問に関して、情報開示の観点から、3点のみをお聞かせいただきたいと思います。

1点目は、このことで本市の過払いはないのか。

2点目としまして、LEDの料金を変更されているか、どうやって確認するのか。

3点目としまして、県から移管を受けた照明はあるのか。

この3点についてお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問についてお答えします。

過払いの件なんですけども、道路照明灯の管理は、台帳と電気料金請求内訳書を照合した上で電気料金を払っているため、過払いや未払いの錯誤はございません。

次に、LED灯の料金に変更されているか、どうやって確認するのかということなんですけども、市道相谷中島線等、幹線道路では、複数本の照明器具を配電盤で一括管理して、使用電気量により金額が変動する従量制の契約のため、器具変更等による確認は必要ございません。

その他の路線の照明器具は、1本ごとの個別の契約となっておりますので、電気料金請求内訳書で、台帳と突合の上、金額を確認してございます。

次に、県からの移管を受けた照明の件なんですけども、県道泉佐野岩出線の旧道である市道根来川尻線の移管時に、3基の道路照明灯の移管を受けてございます。

○福山議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員の再質問で、過払い金はないのかということにつきましては、本市では、市内全域の防犯灯について、現地を実際に確認するとともに、

関西電力へ契約者照会を行い、防犯灯台帳を作成しております。

また、毎月の電気料金の支払いについては、電気料金請求内訳書と防犯灯台帳を照合した上で電気料金を支払っており、本市においては過払いや未払い等の錯誤はございません。引き続き防犯灯の適切な管理に努めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。